

館山市と東日本旅客鉄道株式会社千葉支社との地域振興に関する連携協定書

館山市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社千葉支社（以下「乙」という。）は、次のとおり地域振興に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、双方の資源を有効に活用した取組を推進することにより、地域振興を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携及び協力するものとする。

- （1）移住・定住促進及び関係人口の拡大に関すること
- （2）観光・スポーツの振興に関すること
- （3）地域産業の活性化に関すること
- （4）その他、両者が合意した事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じ協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙合意のうえ、決定する。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による特段の申し出がないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

（協定内容の変更及び解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

2 甲及び乙は、第3条の有効期間にかかわらず、本協定を解除しようとするときは、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定期間中又は期間満了後を問わず、本協定に基づく取組に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また、本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年8月25日

甲 千葉県館山市北条1145番地の1  
館山市

館山市長

金丸謙一

乙 千葉県千葉市中央区弁天二丁目23番3号  
東日本旅客鉄道株式会社

執行役員千葉支社長

中川晴美